

# 1 次世代の食・農産業の育成と金融・法務

## 1 SMB Cグループによる食・農産分野への取組み

三井住友フィナンシャルグループ 末廣 孝信・小野寺 友基・山北 絵美

日本総合研究所 山本 大介

2016年にSMB Cグループ（以下、「弊社グループ」という）が邦銀グループとして初めて農業参入して以降、「メガの金融グループが農業？」とよくご質問をいただき。また、読者の皆さまにも疑問に思う方が多いと思う。

一方、近年お客さまから、食・農産業のご相談も増えており、特に弊社グループのように異業種から農業に参入する際にご相談をいただく。こうしたご相談は、最近話題のサステナビリティ、ESG（注1）/SDGs（注2）の取組みを検討した結果、農業に行きついたというケースも多い。

本稿では、弊社グループのESG/SDGsへの取組みにおける食・農産業の位置づけや、食・農産業におけるESG/SDGs金融の事例、次世代の食・農産業の育成についてご紹介する。また、本稿の最後に、実際に弊社から農作業に数年間従事した行員が語る農業参入の経験談もご披露したい。

なお、本論文中で言及する意見等の一部は、各筆者らの個人的な見解であることをあらかじめご了承ください。

### 一 弊社グループの取組み

#### 1 ESG/SDGsの考え方

最初に、弊社グループの、ESG/SDGsの考え方を紹介する。

サステナビリティやESG/SDGsについては、「自社の」経営戦略として取組みを進める企業が多いが、弊社グループは、「お客さまに向けた」取組みについても長年にわたって続けてきた（図表1参照）。三井住友銀行では、2007年に環境ソリューション室を立ち上げ、以降、2009年の排出権取引取引組、2015年のグリーンボンド発行等、日本の民間金融機関

として常に先陣を切って、サステナビリティやESG/SDGsに関する取組みを積極的に進めてきた。

弊社グループとしては、2014年に「環境」「コミュニティ」「次世代」をマテリアリティ（最重要課題）として特定し、他社や国際機関、官公庁、自治体、NPOなど各主体とも連携しながら、国内外でマテリアリティに関連する取組みを推進している。また、2019年4月にTCFD提言において推奨される気候変動シナリオ分析の定量評価結果を世界の大手金融グループで初めて開示し、その評価手法を公開することで業界を牽引

## 2 投資円滑化法改正と金融機関による

### 投資対象・投資スキームの拡大について

#### （農林漁業法人、アグリ・フードテック、 バリューチェーン企業への組合出資）

西村あさひ法律事務所弁護士

杉山 泰成  
弁護士  
鈴木 健也

2021年4月28日に成立した農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の改正法（改正後の法律名は「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（以下、「投資円滑化法」または「改正法」という）を受けて、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（以下、「投資円滑化法施行規則」または「改正施行規則」という）がパブリックコメント手続を経て、同年8月2日から施行されている。一連の改正は、旧法に基づき認められていた投資対象（従前は農業法人のみ）や出資に関する種々の規制を緩和する

ものであるが、改正法下で認められるスキームを活用することによって、事業分野や地域を総合的にカバーしたり、逆に特定分野・業種に絞った投資ボリシーをもつ多様なファンド組成を可能としたり、農地所有適格法人における（個人）農業従事者株式所有要件に関する代替スキームを提供して、農業法人出資のセカンダリーマーケットの創造や事業承継に活用するなど、従前の実務やその閉塞感を打破する大きな可能性を秘めるものである。

その一方で農業法人に対する投資育成株式会社および投資事業有限責任組合の出資上限を50%未満に制限する規定は温存されるほか、改正法が投資対象とする事業には、すでに一般の（投資円滑化法に基づかない）ファンドから出資を受けているものも多数存在している。このため、改正法に基づく投資が活発化・拡大するためには、改正法により認められるようになった投資スキームの特色を認知してもらおうとともに、投資円滑化法に基づくファンドのみに認められるメリットについても、事業分野および地理的エリアを含めて幅広い理解を得て、事業者、金融機関、ファンド、コンサル会社、法律事務所等の参加者による情報交換やネットワーキング

を活発化することがきわめて重要になる。

本稿では、改正法の概要とともに、改正法下で認められる様々なスキームと他のファンドとの相違・差別化を中心に概説する。

#### 一 投資円滑化法改正の背景

##### 1 旧法の概要と問題点

###### (1) 旧法の概要

旧法では、農業法人投資育成事業（注1）を営もうとする株式会社または投資事業有限責任組合は、農林水産大臣に事業計画の承認を受けることによつて、それぞれ「承認会社」また

# 大企業の中小企業化 — 資本金の減資と法務面からの考察 —

神奈川大学 法学部 教授

葭田 英人

コロナ禍での業績悪化のなか、大企業が資本金を1億円以下に減らして税制上の中小企業扱いとなる、税負担を軽減するための減資が相次いでいる。今後大企業の中小企業化は他の企業に広がる可能性がある。一方、生き残るためにはやむを得ないとする見方もある。減資を行う目的は、欠損填補による経営再建や資本金を1億円以下の中小企業とすることによる税制優遇措置の適用などである。減資は、資本政策として合法的で妥当な行為である。しかしながら、資本金の大小で税負担が変わるのは、税の原則や税法の趣旨に反し、法人税制の根幹を揺るがしかねないことである。税制上の資本金1億円基準を見直し、業績が悪化した企業の支援策として、経営実態が的確に反映され、公平性・中立性を確保した基準に改正すべきである。

## はじめに

昨今、資本金を1億円以下に減らす大企業が相次いでいる。コロナ禍において、収益が悪化している旅行、飲食、小売業界などである。資本金を1億円以下に減資することにより、税制上は中小企業の扱いになり税負担が軽減される。

過去にも業績が悪化した電機大手のシャープが減資を試みたことがあった。シャープは2015年、経営再建策として資本金1200億円を1億円に減資しようとした。しかし、当時の経産相が「企業再生としては違和感がある」、官房長官が「常

識的に1億円というのは国民の皆さんには違和感があったのではないか」と述べるなど、多くの批判があったことから、会社法上の大企業である5億円の減資にとどめることとなった。

2020～21年度にかけて減資を行った企業には、旅行最大手のJTB（23億円）、国内航空3位のスカイマーク（90億円）、はとバス（4億円）、東京空港交通（14億円）、回転ずしチェーンを運営するカップ・クリエイト（98億円）、居酒屋チェーンを運営するチムニー（57億円）、百貨店の井筒屋（105億円）、有機EL事業を展開するJOLED（877億

# 2021年通常国会成立の 金融関係法の概要(下)

令和3年1月18日召集の第204回通常国会は、同年6月16日に会期が終了し、各種法律の制定、改正がなされた。金融機関の業務に関連する法律についても、その改正等がなされた。前号に引き続き、本誌面では、主な法律を取り上げ、その概略を報告する。なお、誌面の関係上、詳細については各法律を直接参照されたい。

## 四 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

### 1 改正内容

ポストコロナの社会において、金融機関の果たす役割の重

要性に鑑み、金融機関がその期待される役割を十分に果たすことができるよう、銀行、信用金庫、信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などにおける業務範囲、子会社の範囲等の見直しが行なわれたほか、国際競争力強化、海外投資家向けの法整備、金融機関の組織再編ないしは破綻処理における取扱い等に関連する法整備がなされ、銀行法、金融商品取引法、預金保険

法、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（金融機能強化法）等につき、改正がなされている。

各改正のうち主な内容は次のとおりである。なお、これら改正は基本的に公布の日から起算して6月（ただし、金融機能強化法については2カ月、保険契約の電磁的記録による申込みの撤回、金融商品取引契約の電磁的記録による解除については1年）を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっている。

(1) 銀行に認められる付随業務の追加  
銀行はその行い得る業務につ

き、銀行法の規制を受けているが、新たに銀行業に付随する業務として、「保有する人材、情報通信技術、設備その他の銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」をなし得ることとされた（銀行法10条2項21号）。

(2) 子会社対象会社の追加、子会社業務の拡大  
銀行または銀行持株会社は、その子会社として得る対象が限定されているが、新たに子会社対象会社に「地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士  
川村 英二 古澤 陽介